

第 97 回倫理委員会議事要旨（2025 年 6 月 6 日）

I 日時：

2025 年 6 月 6 日（金）10:00～11:40

II 場所：

公認会計士会館 2 階 203 会議室及びオンライン会議

III 出席者：

○ 倫理委員会委員

（五十音順・敬称略）※印は本会の会員以外（特定社員を含む。）の委員を示す。

樋口誠之（委員長）、武藤智帆（副委員長）、山田雅弘（副委員長）、石井哲也、市川充（※）、佐々野未知、高田篤、林隆敏（※）、林祐樹（※）、矢萩由紀子（※）、三宅周兵、井村知代（※）（オブザーバー）

○ 日本公認会計士協会

後藤紳太郎（副会長）、西田俊之（常務理事）

IV 議事要旨：

◆ 審議事項

1. IESBA 討議資料「集団投資ビークル（Collected Investment Vehicle: CIV）及び年金基金」に対するコメント案について

担当副委員長から、2025 年 3 月に IESBA から公表された IESBA 討議資料「CIV 及び年金基金」に対するコメント案について説明がなされた。審議の結果、出席委員全員の賛成により承認され、本コメント案を 6 月の役員会に上程することとなった。

【主なご意見】

- 質問 1 のコメントにおいて「IESBA 倫理規程における関連事業体の定義は、CIV/年金基金の監査の際に、監査人の独立性の評価に含める必要のある全ての関連する当事者を明確には網羅していないと考えられます。」とあるが、この回答では、各国の法制度の違いにより一律的な適用が難しいという点に留まり、日本における具体的な困難さが IESBA に十分に伝わらないと思われる。CIV や年金基金の事例など、日本の現状とそこから考え得る影響の例示を追加してはどうか。
- 質問 3 の「投資スキームに関連するつながりのある当事者に適用される IESBA 倫理規程の概念的枠組みの適用について、追加的な明確化が必要であると考えますか。」という質問事項に対して、「IESBA 倫理規程セクション 120 に規定された概念的枠組みは、長きにわたり実務に定着しており、IESBA 倫理規程における規定も十分明確であると考えます。」とし

つつも、「一方、伝統的な企業構造と同様の組織構造ないしがバナンス構造を有していない投資スキームに関し」と続いており、最終的には「「つながり」の程度を検討するための考慮事項を示すことは有用であると考えます。」との結論に至っている。コメントの趣旨をより明確にするため、理由を付して概念的枠組みの適用が十分ではない旨を記載した上で、考慮事項を示すことが望ましいという流れで回答することが考えられる。

- 質問2の「つながりのある当事者」の3つの基準が IESBA 倫理規程に導入された場合、CIV の監査において会計事務所等が独立性を保持すべき範囲について、米国基準よりも広範となる可能性があり、制度的な整合性や実務への影響を踏まえると、独立性の範囲について非常に難しい判断が求められ、実務上の混乱を招く懸念がある。
- 質問2は「つながりのある当事者」に該当した場合の独立性の評価についての質問ではなく、「つながりのある当事者」の範囲に関する質問である。IESBA 倫理規程セクション120「概念的枠組み」は、当該当事者の範囲ではなく、独立性の評価に関連する規定であるため、質問2の回答における、セクション120の概念的枠組みに基づいて当該当事者の範囲を検討するという記載は適切でないのではないかと考えられる。
- 「つながりのある当事者」の定義を IESBA 倫理規程において規定した場合、機械的な規定の適用により弊害が生じる可能性がある。質問4は、概念的枠組みが実務において一貫して適用されていると考えるかという質問であるため、一貫して適用することは困難であるとの見解とその理由を明確にコメントすることが考えられる。

(ご意見への回答)

- ご意見を踏まえ、コメント案の修正を検討する。

◆ 報告事項

1. IESBA-JSS (基準設定主体) 会議報告について

担当副委員長から、5月に開催された IESBA-JSS (Jurisdictional Standard Setters) 会議の概要について報告がなされた。

【主なご意見】

- プライベートエクイティ (Private Equity: PE) ・ファンドによるファームへの投資については、独立性だけではなく、倫理の観点からも問題はないのか。ファームは、倫理規則パート4の独立性に関する規定だけではなく、パート1から3までの規定も遵守する必要がある。

(ご意見への回答)

- ファームは、会計士業界内の競争に打ち勝つために、テクノロジー等への投資の必要性を有しており、PE ファンドは、コンサルティング等の提供を通じて相応の依頼人を抱えるファームは優良な投資先であると捉えているため、当該投資において双方の利害が一致している。しかし、パートナーシップ形態の会計士業界において、業務の品質等を重視するファームの文化に対し、利益優先の風潮が影響した場合、監査意見の表明や

ファームの文化及びガバナンスに影響を与えないのかという懸念が議論されている。

- 現在の日本では、PE ファンドが監査法人に出資することは制度上不可能ではあるが、海外のグローバルネットワークが当該ファンドの出資を受け、AI 等のテクノロジーにより監査の利便性が高まり、間接的に日本の監査法人が当該投資の恩恵を受けることも考えられる。仮に、監査法人のパートナーが、グローバルベースでの利益の分配の恩恵を受ける場合、その過程で問題は生じないか。

(ご意見への回答)

- PE ファンドは、監査を行わないファームやグループ会社等に投資を行っており、監査を行うファームに直接投資を行っていない。しかしながら、監査法人と当該投資対象事業体との間で利益のプールが行われ、パートナーシップ等により監査法人が投資対象事業体からの利益の恩恵を受けることができる場合、独立性に問題は生じないかという議論がある。

2. 会員からの職業倫理相談状況について

担当副委員長から、最近の会員からの職業倫理相談状況について説明がなされた。

以 上

お問合せ先

日本公認会計士協会 業務本部

倫理グループ

E-mail : rinri@sec.jicpa.or.jp